

# 被災者台帳の作成、台帳情報の利用及び提供

市町村が保有する被災者に関する情報  
(災害対策基本法第90条の3第3項)



※マイナンバーを利用した特定個人情報の庁内連携も可能  
(番号利用法第9条第2項に基づく条例の制定が必要)

他の地方公共団体等が保有する情報  
(災害対策基本法第90条の3第4項)



マイナンバーを利用して  
得られる情報  
(番号利用法第19条別表第二)

福祉関係情報

※平成29年7月より情報連携開始予定

被災市町村

## 被災者台帳の作成 (災害対策基本法第90条の3第1項)

(災害発生時)

被災者台帳にマイナンバーを記載・記録

## 総合的かつ効果的な被災者への援護の実施

### 台帳情報の利用

(災害対策基本法第90条の4第1項第2号)

○関係部署間で被災者の情報を共有。

#### 【効果】

- ・援護の漏れ防止
- ・二重支給の防止
- ・被害状況、居所や連絡先の共有による重複調査の防止
- ・各種支援の申請時における罹災証明書の添付を省略する運用も可能 等

※マイナンバーを利用した特定個人情報の庁内連携も可能  
(番号利用法第9条第2項に基づく条例の制定が必要)

### 台帳情報の提供

(災害対策基本法第90条の4第1項第1号、第3号)

○外部が行う被災者援護を効率的に行うため、必要に応じて申請に基づき台帳情報の外部提供も可能。

- ・他の地方公共団体：本人同意不要
- ・地方公共団体以外の者：本人同意必要

等

# 被災者台帳の作成による効果

## 適確な援護実施

(援護の漏れ、二重支給等の防止)

- 援護の必要がある被災者の状況を的確に把握することにより、援護の漏れの防止が可能
- 被災者台帳の記載・記録事項を確認することにより、二重支給の防止が可能
- 例えば、「他の援護策の対象者は対象外」とする要件がある援護策の場合などにおいて、当該被災者に係る援護状況に係る事実確認が容易

## 迅速な援護実施

- 被災者に係る情報を被災者台帳に集約して記載・記録することにより、迅速な被災者の援護が可能

## 被災者の負担軽減

- 被災者が市町村の担当部署ごとに同様の申請等を行わずに済ませる運用が可能

## 関係部署の負担軽減

(関係情報共有による重複の排除)

- 被災者に係る情報を収集した部署が、その情報を被災者台帳に記載・記録し、関係部署間で共有することにより、情報収集等事務の重複を防止することが可能

# 被災者台帳に記載又は記録する事項

## 1. 災害対策基本法第90条の3

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
- ⑥ 援護の実施の状況
- ⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

## 2. 災害対策基本法施行規則第8条の5

- ① 電話番号その他の連絡先
- ② 世帯の構成
- ③ 罹災証明書の交付の状況
- ④ 市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- ⑤ 前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- ⑥ 被災者台帳の作成に当たって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項